

9 価 HPV ワクチンの定期接種化について

1 背景

- ・ 9 価 HPV ワクチン（シルガード 9）は、令和 2 年 7 月 21 日に製造販売が承認され、令和 4 年 11 月 18 日に開催された国の審議会において、9 価 HPV ワクチンを定期接種として使用可能とする方針が了承された。
- ・ 9 価 HPV ワクチンは、令和 5 年 1 月中に予防接種実施規則等の改正が公布（令和 5 年 4 月 1 日施行）され、同年 4 月 1 日から定期接種が開始される見込みである。

2 事業内容

(1) 使用ワクチン

組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（9 価 HPV ワクチン）

(2) 対象者

- ① 定期接種 小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女子
- ② キャッチアップ接種 平成 9 年度生まれから平成 18 年度生まれの女子

(3) 接種方法・回数・間隔

同一製剤で接種を完了することを原則とするが、2 価・4 価 HPV ワクチンを用いて規定の回数の一部を完了した者が、9 価ワクチンにより残回数の接種を実施して差し支えない。

- ・ 接種方法 1 回 0.5ml を筋肉内に注射
- ・ 接種回数 3 回
- ・ 接種間隔 2 回目は初回接種の 2 カ月後、3 回目は 6 カ月後に接種

※ 1 年以内に 3 回の接種を完了することが望ましいが、2 回目接種は初回接種から少なくとも 1 カ月以上、3 回目接種は 2 回目接種から少なくとも 3 カ月以上間隔を置いて実施すること。

(4) 定期接種開始 令和 5 年 4 月 1 日

(5) 周知方法

広報はままつ 4 月号に掲載
ホームページ「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」に掲載
国が改訂するリーフレットを活用し対象者宛に個別発送